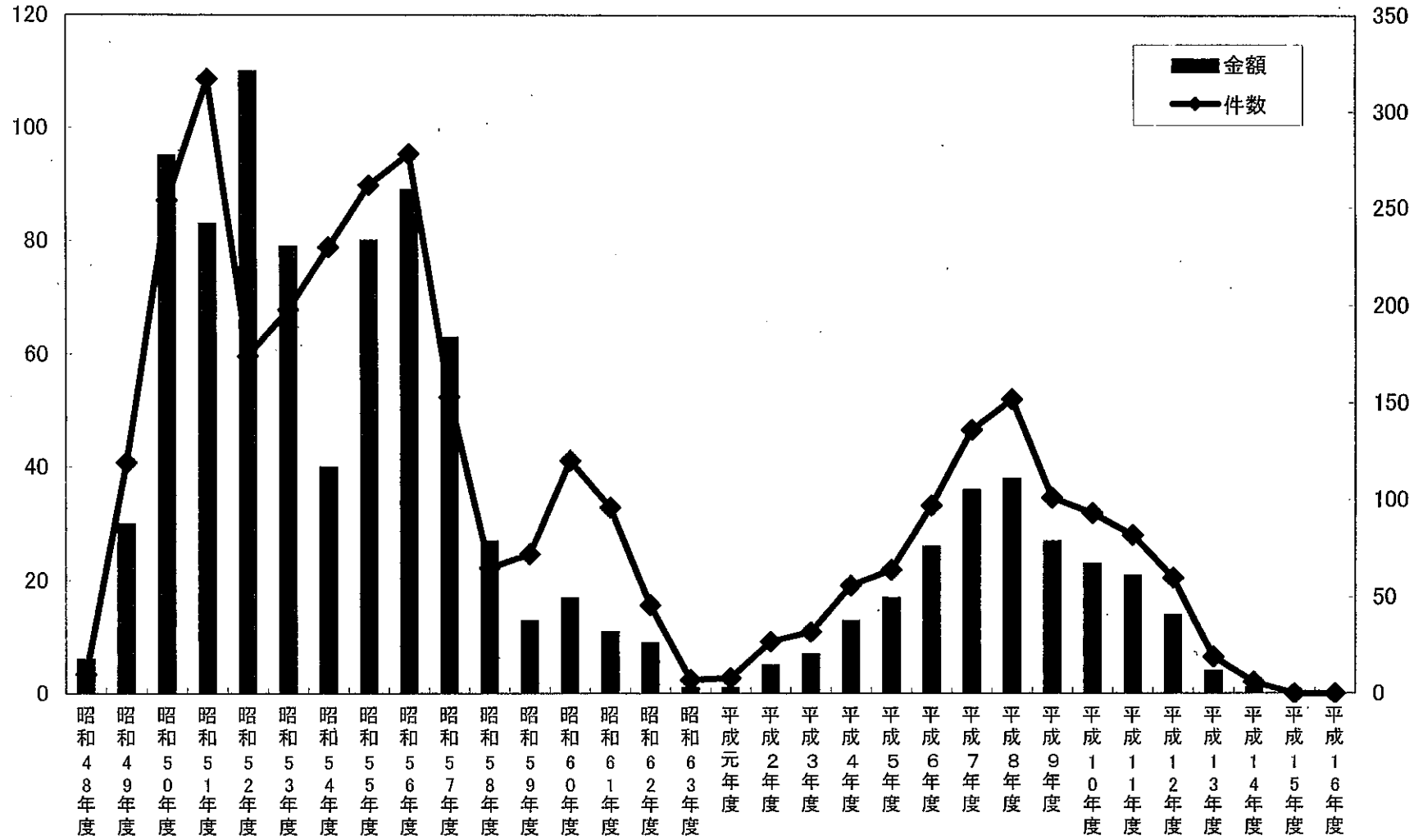


財形持家分譲融資の推移

貸付決定額(億円)

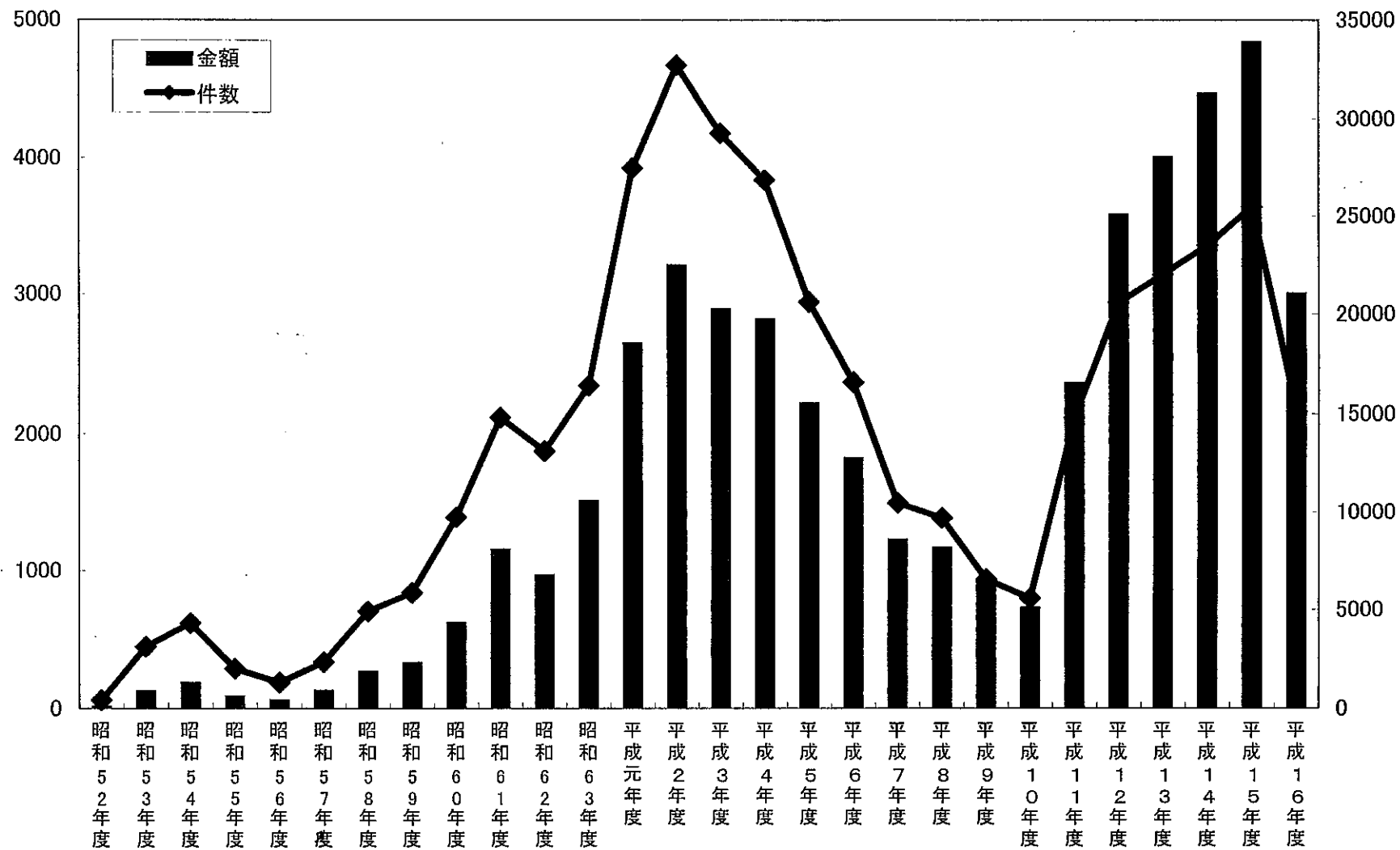
貸付決定件数(件)



財形持家個人融資貸付決定の推移

貸付決定額(億円)

貸付決定件数(件)



財形持家融資制度等の内容

1 貸付を受ける勤労者の要件

- ① 継続する1年以上の期間にわたって、財形貯蓄契約に基づく定期預入等に係る金銭の払込みを行っていること
- ② 借入申込日において、50万円以上の財形貯蓄を有していること
- ③ 借入申込日の2年前の日から借入申込日までの期間内に、財形貯蓄契約に基づく定期預入等に係る金銭の払込みを行っていること

2 各融資制度に係る内容

平成18年1月1日現在

区 分	独 立 行 政 法 人 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構		
	① 分 譲 融 資	② 転 賃 融 資	③ ①及び②のうち既存住宅
融 資 対 象 者	事業主、事業主団体 日本勤労者住宅協会、福利厚生会社	事業主、事業主団体 福利厚生会社	分 譲 ①に同じ 転 賃 ②に同じ
融資対象住宅 (戸当り床面積)	70㎡ (共同住宅40㎡) 以上280㎡以下	①に同じ	40㎡以上 280㎡以下
融資対象面積 (戸当り面積)	建物 100㎡以内	_____	_____
	土地 融資建物の2倍以内 (共同住宅)	_____	_____
敷 地 面 積	_____	_____	1建築物当り100㎡以上
融 資 率	勤労者財産形成持家資金貸付金算定基準により算定して得た建築工事費、特殊工事費及び設計監理費の合計額又は住宅の建設費若しくは購入費の80%のいずれか低い額以内	住宅取得、改良に要する費用の80%以内 (ただし、他の公的融資を併用する場合は所要額の80%相当額から他の公的融資分を控除した額)	②に同じ
融 資 限 度 額	一戸当り4,000万円限度	貯蓄残高の10倍以内で4,000万円限度	分 譲 ①に同じ 転 賃 ②に同じ
利 率	・ 事業主、事業主団体、福利厚生会社 (厚生労働大臣指定のものを除く) 年1.72% (5年間固定金利制) ただし、所得1,200万円以下かつ125㎡以下の住宅を取得した中小企業勤労者に係る貸付けについては当初5年間は1件当り710万円まで年1.72% ・ 日本勤労者住宅協会、厚生労働大臣指定福利厚生会社 年3.00% (当初10年間) (固定金利) (11年目以降3.20%)	・ 1.72% (710万円以下の金額) (5年間固定金利制) ・ 1.72% (710万円を超える金額) (5年間固定金利制) 1件あたり710万円まで 1・2年目は最大2%の利子補給 3～5年目は最大1%の利子補給 中小企業勤労者については、①に同じ	分 譲 ①に同じ 転 賃 ②に同じ ただし、中小企業勤労者については、一定の住宅について②に同じ
償 還 期 間	耐火、高性能準耐火、準耐火 木造 (耐久性)、性能耐火 (耐久性有) 35年以内	耐火、高性能準耐火、準耐火 木造 (耐久性)、性能耐火 (耐久性有) 35年以内 改良住宅 20年以内	優良中古マンション 耐久性能基準に該当する住宅 35年以内 耐久性能基準に該当しない住宅 25年以内 一般中古マンション 耐久性能基準に該当する住宅 25年以内 耐久性能基準に該当しない住宅 築後20年以内 25年以内 築後20年超 20年以内 優良中古住宅 耐久性能基準に該当する住宅 35年以内 耐久性能基準に該当しない住宅 25年以内 一般中古住宅 耐火、性能耐火 (耐久性有)、高性能準耐火 築後25年以内 25年以内 築後25年超 20年以内 性能耐火 (耐久性無)、準耐火、木造 築後20年以内 25年以内 築後20年超 20年以内 * 耐久性能基準に該当する住宅は下記のとおりとする。 ①マンション：耐火、性能耐火 (耐久性有)、高性能準耐火、1時間準耐火 ②戸建て等：耐火、性能耐火 (耐久性有)、高性能準耐火、準耐火、木造 (耐久性)

平成18年1月1日現在

平成16年1月1日現在

区 分		独 立 行 政 法 人 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構		住 宅 金 融 公 庫
		④勤労者多目的住宅融資	⑤共同社宅用住宅融資	⑥財形直接融資
融 資 対 象 者		②に同じ	事業主団体 日本勤労者住宅協会、福利厚生会社	個 人
融資対象住宅 (戸当り床面積)		50㎡（共同住宅40㎡）以上280㎡以下	①に同じ	70㎡（共同住宅40㎡）以上280㎡以下
融資対象面積 (戸当り面積)	建物	_____	_____	_____
	土地	_____	_____	_____
敷 地 面 積		1建築物当り100㎡以上	_____	リ・ユース住宅については100㎡以上
融 資 率		②に同じ	住宅取得、改良に要する費用の80%	次の額以内の額とし、その額が住宅取得に必要な資金の80%を超えるときは80%が限度
融 資 限 度 額		②に同じ	一戸当り4,000万円限度	貯蓄残高の10倍以内で、4,000万円限度
利 率		年2.02%（5年間固定金利制）	年1.72%（5年間固定金利制）	年1.92%（5年間固定金利制） 融資額のうち710万円までの分 〔1・2年目は最大2%の利子補給 〔3～5年目は最大1%の利子補給 中小企業勤労者については、①に同じ
償 還 期 間		②に同じ (既存住宅は③に同じ)	耐火、高性能準耐火、準耐火 性能耐火（耐久性有） 改良住宅	35年以内（新築） その他の区分は転貸融資と同じ
			35年以内 20年以内	

財形持家個人融資を受けるための勤労者の要件

年	財形貯蓄に関する要件		貸 付 限 度 額	
	加入年数	貯蓄残高	財形貯蓄残高の倍数	上 限 額
昭和50年	3 年以上	5 0 万円以上	2 倍	1, 0 0 0 万円
昭和53年			3 倍	1, 5 0 0 万円
昭和57年			5 倍	2, 0 0 0 万円
昭和62年	1 年以上	5 0 万円以上	1 0 倍	財形貯蓄残高 50万円以上100万円未満の者 500万円 100万円以上200万円未満の者 1,000万円 200万円以上の者 2,000万円
昭和63年				財形貯蓄残高 50万円以上100万円未満の者 500万円 100万円以上200万円未満の者 1,000万円 200万円以上300万円未満の者 2,000万円 300万円以上の者 3,000万円
平成 3 年				3, 0 0 0 万円
平成 4 年				4, 0 0 0 万円

* 財形持家個人融資を受けるためには、上記の要件の他に事業主による勤労者の負担軽減措置を受けることが必要

財形教育融資の概要

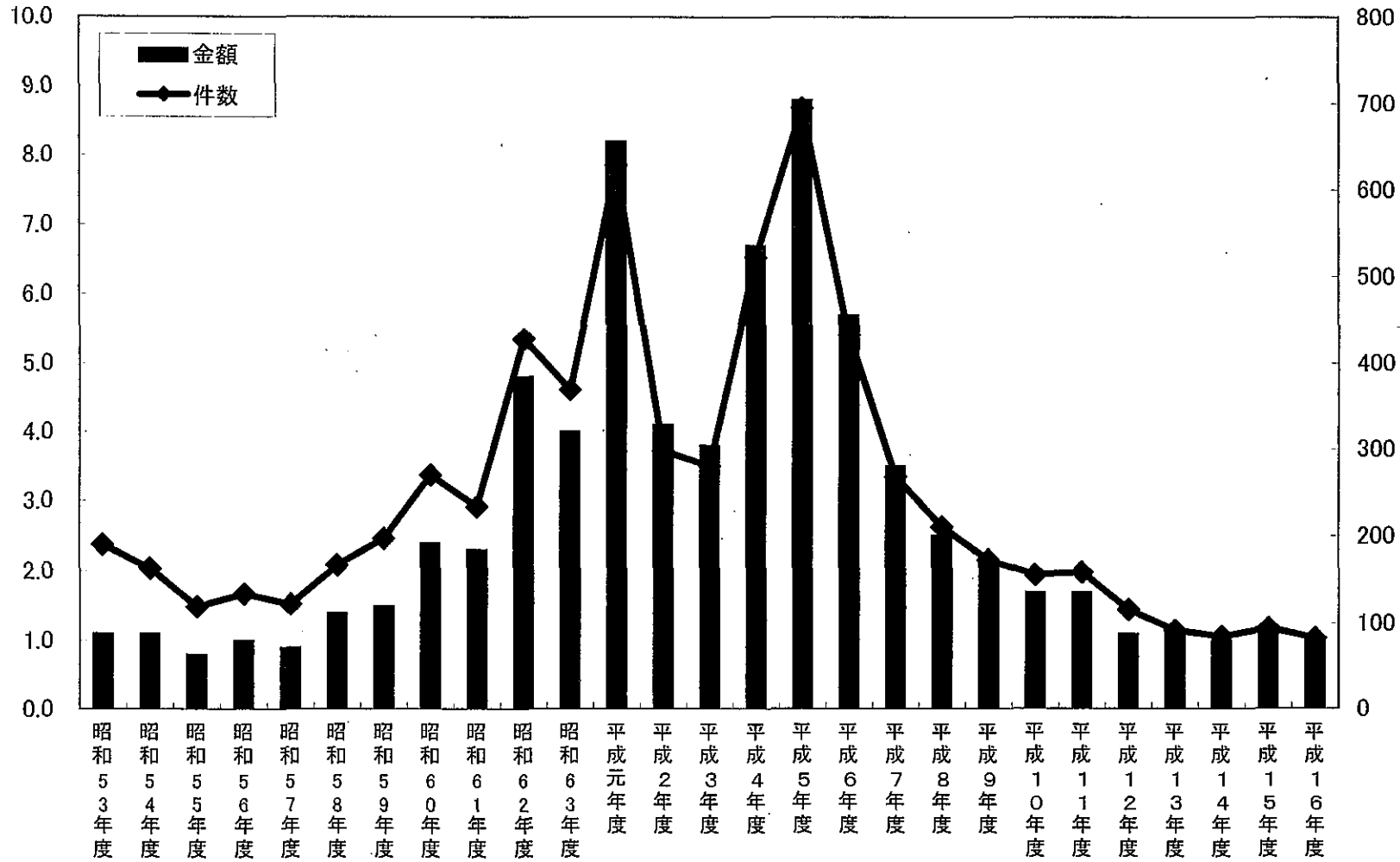
(注) 利率は、平成18年1月1日現在である。

貸付対象者	・財形貯蓄の残高を有している勤労者（直接融資） ・財形貯蓄の残高を有している勤労者に対し教育資金の貸付を行う事業主 ・事業主団体（転貸融資）
対象資金	・受験のための資金（受験料、受験のための旅費等）、教育施設に納付する資金（入学金、授業料等）、及びその他通学・修学のための必要な資金（教科書代、下宿代、通学定期代、パスポート・ビザ申請料等渡航に要する費用等）
対象教育施設	・①高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、②高等専門学校、③短期大学、④大学、⑤大学院、⑥盲学校・ろう学校・養護学校の高等部、⑦専修学校、⑧厚生労働大臣の定める基準に適合する教育施設（6ヶ月以上の修業期間の各種学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、航海訓練所、海員大学校、航空大学校、職業能力開発校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校、保育士養成施設、理容師養成施設、美容師養成施設、調理師養成施設、自動車整備士養成施設等）、⑨外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院
利 率	・年率 2.27%（固定金利）
貸 付 額	・申込日の財形貯蓄残高の5倍以内の額（450万円限度）
償 還 期 間	・10年以内 （進学資金は修業期間内で最長4年まで、修学資金は修学期間内で最長3年まで元金据置可）

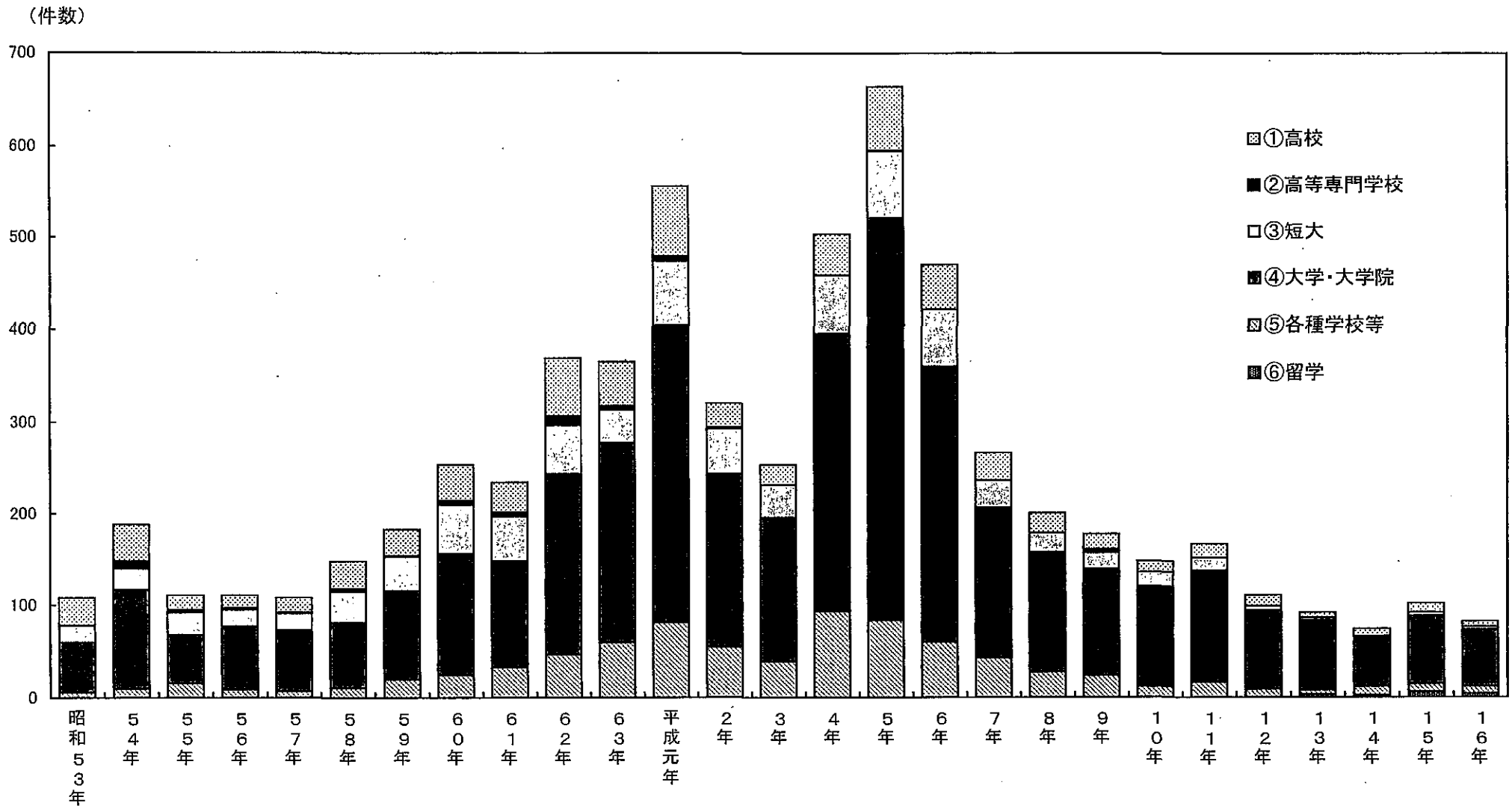
財形教育融資貸付決定の推移

貸付決定額(億円)

貸付決定件数(件)



雇用・能力開発機構における教育融資の対象者の利用した教育機関



注1：平成3年10月から在学中の費用も融資の対象としている。
 注2：平成12年4月から海外留学の費用も融資の対象としている。
 資料出所：厚生労働省調べ

独立行政法人雇用・能力開発機構 財形勘定収支改善計画及び実績

(単位：百万円)

		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収支改善計画	単年度収支	—	—	—	—	△ 953	2,532	5,121	6,464	7,656
	累積欠損	—	—	—	—	△ 42,288	△ 39,756	△ 34,635	△ 28,171	△ 20,515
実績	単年度収支	△ 6,368	△ 7,789	△ 4,923	△ 3,220	△ 290	3,275			
	累積欠損	△ 25,403	△ 33,192	△ 38,115	△ 41,335	△ 41,625	△ 38,350			